

令和2年度 浪江町都市計画審議会 議事録		
日時	令和2年11月6日(金) 13:23~14:13	
場所	浪江町役場 本庁舎 2階中会議	
案件名	浪江都市計画下水道の変更について	
出席者	委員	浪江町都市計画審議会 会長 佐藤 秀三 浪江町都市計画審議会 副会長 新谷 保基 委員 佐々木 茂夫 委員 松本 トミ子 委員 阿久津 雅信 委員 今野 秀則 委員 吉田 秀一 委員 佐々木 恵寿 委員 平本 佳司
	事務局	まちづくり整備課 課長 戸浪 義勝 " 計画係長 青田 洋平 " 主査 大村 孝 住宅水道課 下水道係長 伴場 裕史(事業担当)

○協議内容

1. 開会(進行:浪江町まちづくり整備課主査 大村)
2. 挨拶(浪江町都市計画審議会 会長 佐藤 秀三)
3. 議事

【議案第1号 浪江都市計画下水道の変更について】

(説明者:浪江町まちづくり整備課 計画係長 青田)

別紙資料に基づき、都市計画変更の経過を説明

(説明者:浪江町住宅水道課 下水道係長 伴場)

別紙資料に基づき、以下の内容について説明。

(1) 汚水処理区域の変更(追加・廃止)

- ①町が整備した幾世橋住宅団地について、一部の事業区域を処理区域に含むため。
- ②高瀬地区について、農業集落排水施設の老朽化により管渠を下水道に接続し処理区域に含むため。
- ③津波被災地及び未整備区域について、帰還状況等を考慮し処理区域から除外するため。

(2) 雨水処理区域の廃止

- ①川添・加倉の一部地区について、用途地域外の雨水排水計画区域を廃止するため。

(3) 下水管渠(放流渠)の起点位置変更・雨水幹線廃止

- ①東日本大震災により被災した放流渠の復旧工事により、起点位置吐口を変更するため。

②請戸川1号雨水幹線について、都市計画法上の幹線としての取扱いを廃止するため。

(議長：佐藤会長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

平本委員：農業集落排水老朽化に伴う下水管渠への付替えについて、地元行政区に説明しているか。

事業担当：区長に説明済み。地元住民にはこれから説明を行う予定。基本的に処理先が変更されるのみであり、料金等に変更は生じない。

平本委員：特別会計上の処理を適切に行うことを要望する。

新谷委員：農業集落排水から下水事業への変更に伴い、受益者負担金の取扱いはどうなるか。負担金の制度が異なるため公平性が保てるのか。

事業担当：農業集落排水受益者からは分担金を徴収していた。他自治体の例を参考にしながら料金形態等を整理していきたい。

佐々木委員：農業集落排水と下水道事業は管轄省庁が違うが問題はないか。

事業担当：県担当課と打ち合わせを行っており、かつ、国でも推奨している事業である。

佐々木委員：農業集落排水から下水管渠への付替えについて下水道特別会計に影響はないか。

事業担当：現時点で影響はない。

佐々木委員：高瀬地区の処理場の解体等について国補助はあるか。

事業担当：統合にかかる施設整備費等については、交付税措置される予定である。引き続き補助メニューについても研究したい。

佐々木委員：イニシャルコストについては補助金等で賄われるが、ランニングコストについては補助対象とはならない。引き続き補助メニューを研究していただき、町単独経費を減らしていく取組みを行っていただきたい。

(議長：佐藤会長)

それでは裁決に移らせていただきます。「議案第1号 浪江都市計画下水道の変更」について賛成される方の挙手を求めます。**【全員挙手】**

賛成全員であります。本案は、原案のとおり可決されました。

## 7. その他

(説明者：浪江町まちづくり整備課 計画係長 青田)

- ・浪江都市計画下水道の変更について、原案のとおり可決されたことから、近日中に福島県と本協議を実施する。
- ・本協議後、都市計画決定に係る告示・縦覧を経た後、福島県へ関係書類を提出し、年内中の手続き完了を目指す。

## 8. 閉会

### ○協議結果

- ・浪江町都市計画審議会による協議により、議案第1号浪江都市計画下水道の変更については、原案のとおり承認された。